

平生町育英基金申込みのしおり

平生町教育委員会

平生町では、将来郷土の発展のために有用な人材の育成を目的として、向学心に富み有能な資質をもっていながら、経済的な理由により修学が困難な生徒・学生に対し、育英基金（奨学金）の貸し付けを行っています。

令和5年度の平生町育英基金の申込者を次のとおり募集します。

<貸付対象者>

- 1 町内に1年以上居住しており、高等学校（総合支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等学校専攻科、高等専門学校及び専修学校高等課程を含む。）、大学（短期大学、大学院を含む。）に在学している人および進学予定の人。
- 2 向学心に富み有能な資質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる人。
- 3 （独）日本学生支援機構、（公財）山口県ひとづくり財団奨学センターやその他団体の貸付を受けていない人。
- 4 その他、特に基金の貸し付けを必要と認められる事情のある人。

<貸与月額・募集期間・貸与期間>

区分	貸与月額	募集期間	貸与期間
高等学校	12,000 円	令和5年3月31日(金)	正規の修業期間 4月分から貸与
大学 短大	40,000 円		

<出願の手続き>

出願に必要な書類は次のとおりです。募集期間内に提出してください。

- 1 育英基金借入申込書
- 2 推せん書
- 3 所得証明書
- 4 住民票謄本
- 5 作文<高等学校申込者のみ>

<注意点>

- 1 育英基金借入申込書

記入漏れのないように書いてください。特に家族状況欄には必ず本人を含め全員を記入してください。

※連帯保証人の状況欄については、2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに独立して生計を営む収入のある人で、返還に責任を負うことができる成人でなければなりません。（父と母の2人で連帯保証人になることはできません。）

- 2 推せん書

現在在籍している学校に作成を依頼してください。

- 3 所得に関する証明書

最新の所得証明書（家族全員分）を町役場等で交付を受けて添付してください。

4 住民票謄本

住民票謄本（家族全員分、本籍を記載しないもの）を町役場等で交付を受けて添付してください。

5 作文（高等学校申込者のみ）

「高校に入学して取り組みたいこと」、「私の将来」等について、市販の原稿用紙に 200 字程度で記述して提出してください。

<貸付可否の通知>

- 1 借入申込書及び提出書類に基づき、審議会で選考します。
- 2 貸付可否については、4 月下旬に内定通知します。

<本決定の手続き>

- 1 基金借入内定者は、教育委員会が送付する「進学届」、「育英基金借用書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、在学証明書、連帯保証人 2 人の印鑑証明書及び所得に関する証明書を添付して別に定める日までに教育委員会に提出してください。
- 2 上記 1 により提出された書類が認められた場合、本決定となり、「貸付決定通知書」を送付します。
- 3 次のいずれかの事項に該当する場合は、本決定になりません。
 - (1) 所定の書類を提出期限までに提出しなかった場合。
 - (2) 本決定の手続きを完了するまでの間に、ふさわしくないと認められる行為があった場合。

<基金の貸与>

- 1 貸付決定者への貸付金は、年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月を予定）に分けて申請のあった金融機関の口座へ送金する予定です。
- 2 基金貸付を辞退したとき又は他団体の奨学生等に採用されたときは、本基金の貸付決定を取り消します。
- 3 基金借受者が休学したときは貸与を休止し、学業成績等が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を停止します。

<基金の償還>

- 1 基金は学資として貸与されたものですから、貸与終了後（卒業・辞退等）は必ず償還しなければなりません。
- 2 基金は、貸与終了後 6 ヶ月間据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で貸与されていた金額を均等に原則として 10 年間で償還することになります。
- 3 償還方法は、貸与終了時に借用書に基づき償還明細書を送付します。
- 4 上級学校に進学し、さらに基金等の貸付を受けたときは、願い出によって償還を相当の期間猶予することができます。
- 5 償還金を納期内に納付しないときは、年 7.3%の割合による違約金を徴収します。

※不明な点は、町教育委員会 学校教育課（56-6083）にお問い合わせください。